

香港貿易発展局との相互協力に関する覚書調印について

1 経過

- ・平成 29 年（2017 年）9 月、香港貿易発展局のマーガレット・フォン総裁が三日月知事を表敬訪問した際、経済貿易分野での相互協力について意向が一致したことから、香港貿易発展局大阪事務所との間で、環境技術や県産品の香港への販路開拓における相互協力について調整を行ってきたもの。

2 覚書の内容

- ・次の各号に掲げる事項について、互いに最新マーケット情報を定期的に提供するとともに、両機関間でかかる事業について協働で取り組むものとする。
 - （1）滋賀県産品等の香港への販路拡大に関する事項
 - （2）滋賀県企業等の香港への事業展開支援に関する事項
 - （3）その他、両者の協議により必要と認められる事項

3 覚書調印および関連事業の実施

（1）相互協力に関する覚書調印

- ・11 月 10 日香港において滋賀県知事と香港貿易発展局総裁が調印予定

（2）関連事業（香港で開催される商談への参加）

- ・香港エコ・エキスポ・アジア（10 月 25 日～28 日）への滋賀県ブース出展
- ・香港インターナショナル・ワイン&スピリッツ・フェア（11 月 8 日～10 日）への滋賀県ブース出展